

## 甲賀市社会福祉協議会ご近所福祉活動助成金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会（以下「法人」という。）会長は、「ご近所福祉のまち甲賀」をめざし、区・自治会単位で住民が主体的に実施する見守りや支えあい活動、ふれあいいきいきサロン活動等を推進するため、甲賀市社会福祉協議会ご近所福祉活動助成事業（以下「本事業」という。）を行う。この要綱は、本事業助成金交付に必要な事項を定めるものである。

### (助成対象者)

第2条 本事業の助成対象者は、健康福祉会もしくは区や自治会単位で主体的にご近所福祉活動をする区長・自治会長が認めた団体とし、区長・自治会長を通じて助成するものとする。

### (助成対象活動および助成対象経費)

第3条 本事業の助成対象活動および助成対象経費は、別表1、別表2に定めるものとする。

2 前項のほか、ふれあいいきいきサロン活動については「地域に暮らす住民同士が見守りやふれあい、支えあいが必要な方を対象に継続的に行う自由で楽しい仲間づくりの活動」を助成対象活動とし、助成対象経費は前項同様（別表2）とする。

### (財源および助成限度額)

第4条 本事業の財源は社協一般会費、赤い羽根共同募金とし、助成限度額は区・自治会単位で、前年度に取りまとめた「社協一般会費」の総額と「赤い羽根共同募金」の実績額に2割を乗じた額として千円未満の端数を切り捨てて助成するものとする。ただし、総活動費は助成金額を上回るものとする。

2 前項のほか、ふれあいいきいきサロン活動の助成限度額については、別表3に定めるものとする。

### (助成申請手続き)

第5条 本事業助成金申請は、区長・自治会長がとりまとめ、法人会長が別に定める期間内にご近所福祉活動助成金交付申請書(様式第1号)にご近所福祉活動実施計画書(様式第2号)を添付して法人会長に申請するものとする。

2 前項のほか、ふれあいいきいきサロン活動については、ふれあいいきいきサロン活動実施計画書(様式第3号)を添付するものとする。

### (助成金交付の決定)

第6条 法人会長は、前条に定める助成金申請書を受理したときは、当該申請書の審査及び必要に応じて行う聞き取り等により、その内容を審査し、適当と認めたときは速やかに助成額の決定を行い、申請者である区長・自治会長にご近所福祉活動助成金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

### (交付決定期間)

第7条 法人会長は、交付申請を受理してから30日以内を目途に交付の可否を決定するものとする。

(交付請求の提出)

- 第8条 本事業の交付決定を受けた区長・自治会長は、交付決定通知受理日から起算して30日以内に助成金交付請求書(様式第8号)を法人会長に提出しなければならない。
- 2 前項に関わらず、ふれあいいいきいきサロン活動の助成金交付については、実績(見込)に応じた交付とする。

(実績報告の提出)

- 第9条 区長・自治会長は、助成活動終了後10日以内にご近所福祉活動助成金完了報告書(様式第5号)にご近所福祉活動助成金実施報告書(様式第6号)を添付し、法人会長に提出するものとする。
- 2 前項のほか、ふれあいいいきいきサロン活動についても、ふれあいいいきいきサロン活動助成金実施報告書(様式第7号)を添付し、法人会長に提出するものとする。

(助成金の交付)

- 第9条 法人会長は、区長・自治会長から助成金交付請求書の提出があった場合は、受理日から30日以内に助成金を交付するものとする。
- 2 前項に関わらず、ふれあいいいきいきサロン活動の助成金交付については、実績(見込)に応じた交付とする。

(活動の変更、中止等)

- 第8条 区長・自治会長は、前6条の規定による助成金の交付決定通知を受けた場合であっても、活動の内容、予算等を変更しようとするときは、当該活動の実施計画書を再提出して法人会長の承認を得なければならない。また、助成金の交付を受けた後で助成活動を中止、もしくは廃止した場合は、速やかに法人に助成交付金を返金しなければならない。

(関係書類の備え付け)

- 第12条 助成対象者は、事業に関する帳簿および書類を当該事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、法人会長が別に定める。

付 則

- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和元年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表1)

【助成対象活動】(必須活動とその他活動の例)

活動項目	説明	具体例
①地域住民への周知活動・ 広報紙発行(必須活動)	地域で取り組んだ事業や協議の経過や結果を地域住民向けに広く周知する活動	○福祉広報紙の発行 ○事業啓発チラシの配布 など
②福祉マップづくり	福祉マップを作成し、情報を共有する	○バリアフリーマップづくり ○防災マップづくり など
③福祉のまちづくり・健康 福祉講座・研修会の開催	誰もが安心して暮らせる「ご近所福祉のまちづくり」を目標にして、生活やまちづくりに関わるさまざまなことをテーマにした講座・研修会の開催	○福祉体験 ○ボランティア活動 ○健康福祉活動 ○まちづくり活動 ○環境に関すること ○人権などの講座・研修会の開催
④地域資源、福祉調査等	各種調査活動をとおして地域の実態やニーズを把握する	○気がかりな人や地域資源、福祉ニーズ、生活実態、住民の意識調査など
⑤防犯・防災活動	地域の安心安全のための活動 子どもの安全・健全育成の活動 高齢者等を狙った悪質商法・詐欺被害防止活動	○安全パトロール ○危険箇所の点検や修繕 ○遊び場の点検や修繕 ○防災訓練や防災防犯講座 ○悪質商法予防活動 など
⑥地域交流活動	地域住民の誰もが行事文化継承やスポーツ、レクリエーションなどを通じて交流し、福祉のまちづくりをすすめる活動 (※誰もが参加できるよう配慮した取り組み)	○世代間交流 ○運動会 ○納涼祭 ○文化祭 ○ウォーキング グラウンドゴルフ ○福祉バザー ○チャリティー活動 など
⑦バリアフリーの取り組み (拠点整備活動)	バリアフリーの視点で地域内の施設や活動イベントなどを再点検・見直しを行い、高齢者や障がい者など要支援者が参加しやすい拠点整備や取り組みを行う	○拠点施設や道路等の確認・整備 ○要支援者に配慮した活動の再点検・参加しやすい内容実施

※ その他ご近所福祉のまちづくりを目標に必要・対象とおもわれる事業についてはご相談ください。

※ 「①地域住民への周知活動・広報紙発行」の実施が助成の必須要件となります。

(別表 2)

**【助成対象経費】**

項 目	助成対象経費 (具体例)
報償費	講師・指導者などに対する協力へのお礼 (ボランティア：1回 1,000 円以内) (専門講師：1時間 5,000 円以内)
旅費	講師・指導者・補助者にかかる交通費・宿泊費など
消耗品費	事務用・活動用消耗品(材料・食材など)
燃料費	活動の実施に必要な燃料代
印刷製本費	資料やチラシ作成費など
光熱水費	活動の実施に必要な電気、ガス、水道代など
通信運搬費	活動に係る切手・電話代など
使用料及び賃借料	活動を実施するための会場使用料や機器の借上げ料など

※ その他活動の実施に必要であると特に法人会長が認めたもの。

※ 助成対象経費に「アルコール類」は認められません。

(別表 3)

**【ふれあいいいききサロン活動助成額】**

開催回数/年間	助成金限度額
1 2 回以上	1 8, 0 0 0 円
6 回以上	9, 0 0 0 円

※ 総活動費は助成額を上回ることが助成条件となります。

申請書類につきましては、ホームページでもダウンロードできますのでご活用ください。

【アドレス <https://kokashakyo.jp/>】

# 甲賀市社会福祉協議会 ご近所福祉活動助成金交付申請書

令和 年 (20 年) 月 日

社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会 会長 様

甲賀市社会福祉協議会ご近所福祉活動助成金を別紙の実施計画書を添えて申請します。

区・自治会名 \_\_\_\_\_

区長・自治会長名 \_\_\_\_\_ ①

住 所 〒 \_\_\_\_\_

甲賀市 \_\_\_\_\_

TEL : \_\_\_\_\_

記

助成金交付申請額 合計 (A + B)		金 _____ 円
内 訳	(A)ご近所福祉活動助成申請額	円
	(B)ふれあいいいききサロン活動助成申請額	円



## ご近所福祉活動実施計画書

(A)ご近所福祉活動助成申請額	円
-----------------	---

## 【必須活動】

	発行時期	配布先	内 容
広報紙 発行			

## 【ご近所福祉活動】（【必須活動】以外で取り組まれる活動を記載してください）

活動名	
実施主体	
活動内容	
予想される 成果	

## 【収支予算】（収支の内訳を記入のうえ、収支合計額が合うように記載してください）

収入の部		支出の部	
項 目	金額（単位：円）	項 目	金額（単位：円）
社協から助成金（A）			
収入合計		支出合計	

## ふれあいいきいきサロン活動実施計画書

(B) ふれあいいきいきサロン活動助成申請額	円
------------------------	---

## 【サロン活動】（「敬老会」などの区行事は対象となりませんのでご注意ください）

サロン名			
実施主体			
実施場所			
サロン世話人 (代表者)	【氏名】	【電話番号】	
	【住所】		
開催予定回数 (年間)	回	開催日時	
参加対象			
実施予定日	活 動 内 容	対象者	スタッフ

## 【収支予算】（収支の内訳を記入のうえ、収支合計額が合うように記載してください）

収入の部		支出の部	
項 目	金額（単位：円）	項 目	金額（単位：円）
社協から助成金（B）			
収入合計		支出合計	

甲 社 協 第 \_\_\_\_\_ 号  
令和 \_\_\_\_ 年 (20 \_\_\_\_ 年) \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

区・自治会名  
区・自治会長名

様

社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会  
会 長 林 善 彦 ㊞

甲賀市社会福祉協議会 ご近所福祉活動助成金交付決定通知書

年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日付で申請のあった助成事業について交付を決定しましたので、甲賀市社会福祉協議会ご近所福祉活動助成金交付要綱第6条の規定により下記の通り通知します。

記

助成金交付申請額 合計 (A+B)		金 _____ 円
内 訳	(A)ご近所福祉活動助成申請額	_____ 円
	(B)ふれあいいきいきサロン活動助成申請額	_____ 円

- ※ ご近所福祉活動助成金交付請求書（様式第5号）の提出をお願いします。
- ※ (A)(B)の振込先口座を分けることも可能ですが、その場合は請求書をそれぞれ提出ください。



甲賀市社会福祉協議会

本事業は、「甲賀市社会福祉協議会会費」と  
「赤い羽根共同募金」により実施しています。



赤い羽根共同募金

甲賀市社会福祉協議会 ご近所福祉活動助成金交付請求書

令和 年 (20 年) 月 日

社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会 会長 様

区・自治会名 \_\_\_\_\_

区長・自治会長名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 〒 \_\_\_\_\_

甲賀市

TEL : \_\_\_\_\_

甲賀市社会福祉協議会ご近所福祉活動助成金を下記の通り請求します。

記

1. 助成金交付請求合計額

金 円

(内訳) (A) ご近所福祉活動助成金交付請求額

円

(B) ふれあいいいきいきサロン活動助成金交付請求額

円

2. 振込口座

		銀行・信用金庫 信用組合・農協 労働金庫・その他			支店・出張所 支所・その他
口座番号			預金種別		普通・当座
フリガナ					
口座名義人					

※口座番号および名義人 (カタカナ) がわかるよう振込口座通帳の表紙裏面の写しを添付してください。

# 甲賀市社会福祉協議会 ご近所福祉活動助成金完了報告書

令和 年 (20 年) 月 日

社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会 会長

甲賀市社会福祉協議会ご近所福祉活動助成金の助成を受けた活動が完了しましたので、別紙の通り実施報告書を添えて報告します。

区・自治会名 \_\_\_\_\_

区長・自治会長名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 甲賀市

TEL : \_\_\_\_\_

## 記

助成金交付額 合計 (A + B)		金 _____ 円
内 訳	(A)ご近所福祉活動助成金額	円
	(B)ふれあいいいきいきサロン活動助成金額	円



## ご近所福祉活動実施報告書

(A)ご近所福祉活動助成金額	円
----------------	---

## 【必須活動】

	発行日	配布先・発行数	内 容
広報紙 発行			

## 【ご近所福祉活動】（【必須活動】以外で取り組まれた活動を記載してください）

活動名	
実施主体	
活動内容	
成果	

## 【収支決算】（収支の内訳を記入のうえ、収支合計額が合うように記載してください）

収入の部		支出の部	
項 目	金額（単位：円）	項 目	金額（単位：円）
社協から助成金（A）			
収入合計		支出合計	

※ 活動内容のわかる案内チラシや広報、写真、配布資料などの添付をお願いします。

## ふれあいいきいきサロン活動実施報告書

(B) ふれあいいきいきサロン活動助成金額	円
-----------------------	---

## 【サロン活動】

サロン名			
実施主体			
実施場所			
開催回数 (年間)	回	開催日時	
参加対象			
実施日	活 動 内 容	参加者数	スタッフ数

## 【収支決算】(収支の内訳を記入のうえ、収支合計額が合うように記載してください)

収入の部		支出の部	
項 目	金額 (単位:円)	項 目	金額 (単位:円)
社協から助成金 (B)			
収入合計		支出合計	

※ 活動内容のわかる案内チラシや広報、写真、配布資料などの添付をお願いします。